

市民委員会資料②

1 所管事務の調査

(4) 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等について

資料1 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の概要

資料2 パブリックコメント手続資料

参考資料 小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスの概要

市民・こども局こども本部

(平成27年1月21日)

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の概要

1 趣 旨

事業者の指定基準を定める「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「厚生労働省令」という。）の一部を改正する省令」が平成27年4月1日に施行されることから、本市の定める条例についても一部改正を行うものです。

2 一部改正する条例

「川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」
（平成24年12月14日条例第54号）

3 省令基準の区分

省令基準の内容には、「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」があります。

①	従うべき基準	必ず適合しなければならない基準
②	標準	通常よるべき基準
③	参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準

4 対象となる児童福祉施設等

●省令第51条関係

- 南部地域療育センター
- 中央療育センター（通所部門）
- 西部地域療育センター
- 北部地域療育センター

●省令第66条及び69条関係

指定放課後等デイサービス事業所

5 本市の考え方

省令のとおり

6 施行期日

平成27年4月1日

7 改正内容

条例条項	省令の改正内容等	区分
第52条第2項	厚生労働省令第51条第2項において、児童発達支援センターにおける指定児童発達支援事業者の役割が規定されているが、相談に応じ援助を行う対象に、これまで規定されていた家庭のほか、 障害児本人や障害児が通う保育所、幼稚園、小学校もしくは特別支援学校等の施設を追加する。 （説明） 本市では市内4か所の地域療育センター（児童発達支援センター）で相談支援を実施しており、従前から家庭のみならず、上記施設に対する支援も行っていることを踏まえ、省令の基準に合わせて改正を行う。	③
第62条の2	厚生労働省令第54条の8において、指定小規模多機能型居宅介護事業者を基準該当事業所としてみなし、児童発達支援等を提供できると規定されているが、基準該当事業所に 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者を追加する。 （説明） 介護保険法に基づく指定複合型サービスが、指定看護小規模多機能型居宅介護に分類されたことに併せ、新たに指定看護小規模多機能型居宅介護事業者において児童発達支援等が提供できるように、省令の基準に合わせて改正を行う。 ア 第54条の8第4号 従業者の員数について イ 第54条の8第2号 利用定員について ウ 第54条の8第1号 登録定員について エ 第54条の8第3号 設備について オ 第54条の8第5号 関係施設との連携	① ② ③ ③ ③
第74条	厚生労働省令第66条において、放課後等デイサービス事業を行うにあたり置くべき従業者及び員数について、主として 重症心身障害児が利用する場合の規定を追加する。 （説明） 放課後等デイサービス事業は、これまで主に重症心身障害児が利用する場合の規定がなかったため、省令の基準に合わせて改正を行う。	①
第77条	厚生労働省第69条に主として 重症心身障害児が利用する場合の利用定員を5名とする規定を追加する。	②
新たに規定	厚生労働省令第71の3の2に 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員を10名以上とする規定を追加する。	②

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例の一部改正について

— 市民の皆様から意見を募集します —

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(以下「厚生労働省令」という。)が公布され、平成27年4月1日に施行されることから、川崎市が制定している「川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」について一部改正しますので、市民の皆様から広く御意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

平成27年1月23日(金)から2月10日(火)まで

※郵送の場合:2月10日(火)当日必着

※持参の場合:2月10日(火)17時15分まで

2 資料の閲覧場所

川崎市役所第三庁舎2階(情報プラザ)、各区役所(市政資料コーナー)、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

御意見は、電子メール(専用フォーム)、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆ 電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って、専用のフォームを御利用ください。
- ◆ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

4 意見募集結果の公表時期

平成27年2月下旬

5 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課

電話 044-200-3702 FAX 044-200-3638

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスの概要

○ 今般、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る。

※ 地域密着型サービスとして位置づけ

